

# お客様各位

## 消費税増税に伴うガス料金価格改定のお知らせ

日頃 福島ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、すでにご高承のことと存じますが、2019年10月より消費税改正に伴い税率が8%から10%に引き上げられます。

弊社では、新たな消費税率を反映させていただくため、2019年10月1日よりガス料金を改定させていただきます。(ガス料金税抜き価格は変更ございません。)

ただし、2019年9月30日前から継続してご使用いただいているお客様につきましては、2019年10月定例検針のガス料金に限り経過措置として旧税率8%が適用されます。

各種リース料金(警報器・風呂釜等)につきましては2019年10月検針分より新税率10%を適用させていただきます。

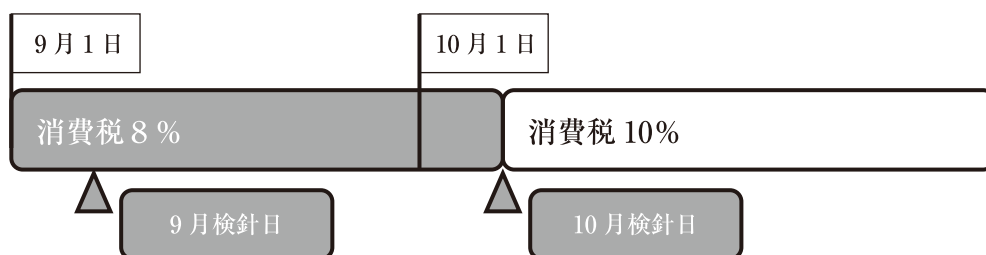
つきましては、諸事情をご賢察の上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、安定供給・保安の確保を第一に、より一層の経営効率化を図り、低廉な料金でご利用いただけますよう努めてまいり所存でありますので、変わらぬご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

2019年9月

### <経過措置とは>

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客様(リース料金は除く)



福島ガス株式会社(小売登録番号 C0005)  
福島市矢剣町4番35号  
電話 024-534-2176 (代)

※尚、本件に関する問い合わせにつきましては、料金課までお願いいたします。